



相談会開催!!

申請書類の書き方で悩んでいませんか？
その悩み、むつ商工会議所青年部が解決します！

**先着
80名**

社会保険労務士 齋藤晃史事務所
雇用調整助成金

赤松行政書士事務所
持続化補助金
むつ市緊急支援給付金
期限付き酒類小売業免許

日付：令和2年5月25日(月)～6月5日(金) ※土曜・日曜を除く
時間：①13:30 ②14:20 ③15:10 ④16:00 ※各40分
場所：むつ商工会議所 2階会議室

《 助成金/補助金について 》

☑ 雇用調整助成金

相談員: 社会保険労務士齋藤晃史事務所

内 容: 雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

準備物: 休業させた日や時間が分かる書類(タイムカード、出勤簿、シフト表など)
休業手当や賃金の額がわかる書類(給与明細の写しや控え、賃金台帳など)

☑ 持続化補助金

相談員: 赤松行政書士事務所

内 容: 通常型とコロナ特別対応型があります。

通常型は、小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する制度です。
コロナ特別対応型は、小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援する制度です。

準備物: 経費の補助を受ける販路開拓等の取組の内容がわかるもの、その取り組みに要する経費の内訳・金額がわかるもの。

※販路開拓等の取り組みを明確にし、申請することになります。上記書類がない場合も相談可能ですが、販路開拓等の具体的な構想をお聞かせください。

☑ むつ市緊急支援給付金

相談員: 赤松行政書士事務所

内 容: 新型コロナウイルス感染症拡大により経済的影響を受けている市内の事業者様に、事業の継続を支援するための給付金を支給する制度です。

準備物: 申請書、店の営業許可証等の写し、通帳またはキャッシュカード等の写し

☑ 期限付き酒類小売業免許

相談員: 赤松行政書士事務所

内 容: 令和2年6月30日までに提出のあった免許申請書に限って、取得日から6ヶ月間の期限付きで、在庫酒類あるいは既存取引先から仕入れたお酒を消費者に販売することができる制度です。

準備物: 土地や建物や設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等
営業許可申請時に提出した書類

申 込 書

相談お申込書はFAXでお願いいたします。
FAX番号：0175-26-2604

会社名： _____ 印

申込者： _____ 印

電 話： _____

F A X： _____

希望日：第1希望 月 日 13:30～、14:20～、15:20～、16:10～
第2希望 月 日 13:30～、14:20～、15:20～、16:10～

ご相談： 雇用調整助成金 持続化補助金
 むつ市緊急支援給付金 期限付き酒類小売業免許

【 来場時のご注意 】

相談会場では感染拡大を避けるため新型コロナウイルス対策を実施しております。
下記の注意事項をご理解の上、必ず係員の指示に従ってください。

- ①原則として**申込者お一人でご来場**ください。
- ②**当日は必ず検温**のうえお越してください。
また、**37.5度以上の方は、ご来場をお断りさせていただきます。**
- ③**必ずマスク着用の上、ご来場**ください。
- ④ご来場の際は、設置のアルコール消毒薬で、**指先の消毒**をお願いいたします。

【 重 要 】

※コロナ対策の観点からご来場者の氏名と電話番号を、会場で係の者がお伺いいたします。

※申込状況によって、ご希望日時にそえない場合があります。予めご了承ください。

※相談員との内容には、むつ商工会議所及びむつ商工会議所青年部は一切の責任を負いません。